

警 視 庁 交 通 部 長
各 道 府 県 警 察 本 部 長
各 方 面 本 部 長
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長
(参考送付先)
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長
科 学 警 察 研 究 所 交 通 科 学 部 長

原議保存期間	3年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年12月31日まで)

警 察 庁 丁 運 発 第 45 号、丁 交 企 発 第 44 号
丁 交 指 発 第 23 号

令 和 2 年 3 月 1 0 日
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 企 画 課 長
警 察 庁 交 通 局 交 通 指 導 課 長

運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」(令和2年2月13日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」(令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)等に基づき、その感染拡大防止に向け、政府一体となった措置が講じられているところである。

そのような情勢の中、運転免許行政においてもその社会的影響の大きさ等を考慮し、今後の新型コロナウイルス感染症対策について下記のとおりとすることから、各位におかれては対応に遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の発出に伴い、「運転免許センター等における新型コロナウイルス感染症への対応等について(通達)」(令和2年2月19日付け警察庁丁運発第35号ほか)、「新型コロナウイルス感染症への対策等における運転免許失効の取扱いについて(通達)」(令和2年2月21日付け警察庁丁運発第39号)及び「認知機能検査及び高齢者講習における新型コロナウイルス感染症対策について(通達)」(令和2年3月3日付け警察庁丁運発第41号)は廃止する。

記

1 感染予防対策

運転免許センター、警察署、自動車教習所等、不特定多数の者が訪れる手続を行う場所等においては、以下の対策等による感染予防の徹底に努めること。

- 窓口業務等不特定多数の者と接する業務に従事する職員は、石けんによる丁寧な手洗いやアルコール消毒液による手指消毒、マスクの着用を含むいわゆる咳エチケットを励行すること
- 施設出入口にアルコール消毒液等の消毒設備を適切に設置すること
- 来所者にマスクの携帯及び状況に応じた着用を呼び掛けるとともに、体調不良者に対しては、下記2の措置の内容を教示するなど適切に対応すること
- 講習実施場所の適切な換気及び指導員のマスクの着用を励行すること
- 講習等の受講時に適切な座席間隔を確保するとともに、視野検査等の資機材を頻繁に消毒すること
- 実車指導に関しては、車内の適切な換気及び頻繁な消毒をするとともに、実施機

関の体制や施設等の状況に応じて1～2名での指導をすること

2 有効期間の末日までに更新できない可能性がある者に対する措置

新型コロナウイルス感染防止の観点から、運転免許センター等における通常の新規更新に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により通常の新規更新が困難な方に対しては、更新期間の末日までに申請があれば免許が引き続き有効なものとなるよう、同センター等及び警察署等における運転免許証の裏面備考欄への記載による運転及び更新可能期間の指定措置を実施すること。

当該措置は、当面は運転免許証に記載された有効期間の末日が令和2年3月13日から3月31日の間にある者に対し、当該者の免許が失効する前に実施することとし、運転及び更新可能期間は当該有効期間の末日から起算して3月を経過する日とする。

3 既に運転免許を失効させた者に対する措置

新型コロナウイルスへの感染やそのおそれを理由として運転免許を失効させた者については、当該失効が道路交通法施行令第33条の6の2第6号に規定される事情による失効に当たるものとして、失効後の運転免許の再取得に係る手数料の点も含め、適切な手続を行うこと。

4 相談時等における適切な周知

- 上記措置について、都道府県警察ウェブサイト等に掲載するとともに、安全運転相談その他の個別相談等を通じた適切な周知に努めること。
- 必要に応じて更新通知はがき記載の運転免許センター等の電話回線を増設すること。

5 交通指導取締り時の留意事項

本通達に基づく措置により、表面記載の有効期間が経過した運転免許証を所持しての運転が行われる可能性があることから、交通指導取締りや交通事故捜査に当たっては、裏面備考欄の記載を確実に確認し、適切な措置を講ずること。